第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び 勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項 の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであ るが、令和元年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥ 改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位:事業所)

部	局名			書面調査(令和	1元年5月)
知	事	部	局	148	
教	育	委 員	会	144	(21)
警	察	本	部	64	
議会	・ 各刻	委員(名	会)	6	
合			計	362	(21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (平成 31.4.1 現在)

(単位:人)

											(-	門里・八川
477			分	総	職	数	総職技能	員 数 <i>の</i> 労 務 職			員数 <i>0</i> 職	う 員 数
部	局 名			合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知	事	部	局	6, 326	4, 488	1,838	165	155	10	463	113	350
教	育 雾	美 員	会	6, 333	3, 723	2,610	53	51	2	131	56	75
警	察	本	部	4,001	3, 462	539	12	11	1	26	1	25
議会	· 各	委員(会)	97	68	29	0	0	0	4	0	4
合			計	16, 757	11, 741	5,016	230	217	13	624	170	454

イ 休憩時間の利用形態の状況 (平成 31.4.1 現在)

(単位:事業所)

											(1)==	· # /\/\/\
	_	_	_	_	区	分	付 与	形 態	合 計	利 用	形 態	·合 計
部	局	名	1				一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
				本		庁	32	1	33	33	0	33
知	事	部	局	出		先	96	14	110	106	4	110
					計		128	15	143	139	4	143
				本		庁	10	0	10	10	0	10
教	育 季	美員	会	出		先	76	52	128	125	3	128
					計		86	52	138	135	3	138
				本		庁	29	6	35	26	9	35
警	察	本	部	出		先	7	22	29	9	20	29
					計		36	28	64	35	29	64
議	会	•	各	- 委	員 (会)	6	0	6	6	0	6
				本庁・	議会・各刻	委員(会)	77	7	84	75	9	84
合			計	出		先	179	88	267	240	27	267
				合		計	256	95	351	315	36	351

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間(平成30.4.1~平成31.3.31)

(単位:時間)

部局	名	区分	/	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知	事	部	局	17.6	18. 9	18.3	16. 1	13. 3	15. 7	18.8	16.8	14.8	14. 6	16. 4	18. 4	16. 6
教	育 委	員	会	17.8	14. 0	14. 0	13.6	9. 7	11.9	15. 1	12. 9	12.0	11.5	12.5	17. 9	13.6
警	察	本	部	24.6	31. 1	24. 2	24. 0	23. 0	26. 4	28. 1	30. 2	32. 2	32. 5	26.0	24. 4	27. 2
議会	各委	員(会)	9.8	12.8	19. 9	14. 8	15. 5	17. 5	21. 2	11.6	8. 5	7. 7	8.2	12. 4	13. 5
全	平		均	20.3	23. 3	20.3	19.0	16. 9	19.6	22. 2	21. 7	21.4	21.4	19.9	20.8	20.6

- 注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。
- 注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月45時間を超える超過勤務を行った職員数と割合(平成30.4.1~平成31.3.31)

(単位:上段…人、下段…%)

																(+12.1	-tX /	1 +12 /0/
部局	· 引名		(分)	4 月	5	月	6 月	7 月	8 月	9	月 1	.0 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知	事	部	5 局	543	3	570	539	437	275	36	59	595	480	366	338	456	552	5, 520
ΛH	肀	Пŀ) /FJ	11.0)	11.6	11.0	8.9	5.6	7.	5	12. 1	9.8	7. 5	6.9	9.3	11.3	9. 4
教	育	委	員 会	84	Ł	55	56	78	42	2	35	76	49	53	43	41	76	718
叙	Ħ	女	貝 云	12.7	7	8.5	8.6	12.0	6.4	9.	9	11.7	7.6	8. 2	6. 6	6.3	11.7	9. 2
警	察	本	部	189)	350	140	117	122	18	31	250	346	399	452	179	145	2,870
=	宗	4	, են	5. 2	2	9.7	3.9	3. 2	3.4	5.	0	6.8	9.5	10.9	12. 3	4.9	3.8	6. 5
業厶	欠	·委員	(会)	()	2	2	3	(5	12	6	3	0	1	0	1	36
成云	- 10	安貝	(云)	0.0)	3. 7	3. 4	5. 1	11. 5	21.	1	10.2	5.9	0.0	2.0	0.0	1.7	5. 4
全		平	均	816	3	977	737	635	445	62	27	927	878	818	834	676	774	9, 144
土		Τ'	14)	8.8	3	10.6	8.0	6.9	4.8	6.	8	10.0	9.5	8.8	9. 0	7.3	8.2	8. 2

- 注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。 注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数 (平成 30.4.1~平成 31.3.31)

(単位:人)

部	局 名	区	分	育児	介護	合計
知	事	部	局	12 (8)	$\frac{1}{(0)}$	13 (8)
教	育	委 員	会	10 (4)	(1)	11 (5)
警	察	本	部	3 (0)	(0)	(0)
議会	会・各	委員(会)	(0)	(0)	(0)
合			計	25 (12)	(1)	27 (13)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数 (平成 30.4.1~平成 31.3.31)

(単位:人)

					(単位:八)
部局名	区	分 <u></u>	育児	介護	合計
知 事	部	局	0	1	1
, 3		<i>/</i> ·• 3	(0)	(0)	(0)
教育	委 員	会	0	0	0
秋 月	女只	7	(0)	(0)	(0)
警 察	本	部	17	0	17
音 奈	平	디디	(0)	(0)	(0)
議会・各	永 日 <i>(と</i>	<i>\</i> \	0	0	0
一	安貝(エ	= /	(0)	(0)	(0)
合		計	17	1	18
		μl	(0)	(0)	(0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数 (平成 30.4.1~平成 31.3.31)

(単位:人)

				(単位:八)
部局名	区分	育児	介護	合計
知 事	部 局	(0)	(0)	(0)
教 育 委	員 会	(0)	(0)	(0)
警 察	本 部	11 (0)	(0)	(0)
議会・各委	美員(会)	(0)	(0)	(0)
合	計	11 (0)	(0)	11 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成30.1.1~平成30.12.31)

○ 年次休暇の取得日数

											(単位:人	、月、%)
			区 分	-		!職 • 理職	総職員数(人)	付与日数	繰越日数	年間総使用 日数		年休消化率
部局	名				の	别	(A)	(B)	(C)	(D)	(D) / (A)	(D) × 100 / (B+C)
					管耳	里 職	824	16, 480	16, 229	7, 026	8.5	21.5
知	事		部	局	非管	理職	4, 886	97, 620	85, 376	51, 565	10.6	28. 2
					合	計	5, 710	114, 100	101,605	58, 591	10.3	27. 2
					管耳	里 職	429	8, 580	8, 493	2, 801	6.5	16. 4
教	育	委	員	会	非管	理職	5, 769	114, 388	99, 603	70, 060	12. 1	32. 7
					合	計	6, 198	122, 968	108, 096	72, 861	11.8	31. 5
					管理	里 職	154	3, 100	3, 044	1,602	10.4	26. 1
警	察		本	部	非管	理職	3, 736	74, 919	70,821	40, 104	10.7	27. 5
					合	計	3, 890	78, 019	73, 865	41, 706	10.7	27. 5
					管耳	里 職	39	780	780	421	10.8	27.0
議会	・ 名	委	員(会	<u></u>	非管	理職	55	1, 100	1,019	516	9. 4	24. 4
					合	計	94	1,880	1, 799	937	10.0	25. 5
					管耳	里 職	1, 446	28, 940	28, 546	11,850	8.2	20.6
合	合			計	非管	理職	14, 446	288, 027	256, 819	162, 245	11.2	29.8
					合	計	15, 892	316, 967	285, 365	174, 095	11.0	28. 9

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成30年12月31日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、30頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 30.1.1~平成 30.12.31)

(単位:人)

_										()	世 . 八
	区分		管理職・ 非管理職	年 次	有	給作	木 暇	取	得 者	数	
部局	名			の別	取得なし	1 ~ 4 日	5 ~ 9 日	10 ~ 14 日	15 ~ 19 日	20 ~ 29 日	30日以上
				管 理 職	2	197	324	198	70	32	1
知	事	部	局	非管理職	53	913	1, 507	1, 099	773	497	44
				合 計	55	1, 110	1,831	1, 297	843	529	45
				管 理 職	4	157	175	70	19	3	1
教	育 孝	Ę į	会	非管理職	48	607	1, 410	1,624	1, 399	649	32
				合 計	52	764	1, 585	1,694	1, 418	652	33
				管 理 職	2	18	41	64	26	3	0
警	察	本	部	非管理職	54	458	1, 105	1, 262	607	230	20
				合 計	56	476	1, 146	1, 326	633	233	20
				管 理 職	0	6	12	12	7	1	1
議会	· 各	委員	(会)	非管理職	0	9	23	14	8	1	0
				合 計	0	15	35	26	15	2	1
				管 理 職	8	378	552	344	122	39	3
合			計	非管理職	155	1, 987	4, 045	3, 999	2, 787	1, 377	96
				合 計	163	2, 365	4, 597	4, 343	2, 909	1, 416	99

カ 病気休暇の取得状況(平成 30.1.1~平成 30.12.31)

(単位:日、時間、人) 区 分 私傷病 公務災害 部局名 15, 952 101 時 日 知 事 部 局 102 3,693 実人数 14 505 9,914 189 日 時 教育委員会 66 575 実人数 631 12 326 3, 431 時 日 警 察 本 部 39 12 実人数 71 18 0 284 日 時 議会・各委員(会) 27 0 実人数 0 29, 581 616 時 日 計 合 4,307 207 実人数 1, 213 44

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成30.1.1~平成30.12.31)

(単位:日、時間(分)、人)

										V 1 1	正.口、时间	()3/ (/ 4/
部	局名	_	<u>₹</u>	分	産前産後	配偶者出産	育児参加	妊娠障害	妊 産 婦 検 診	通勤緩和	育 児 (男性)	育 児 (女性)
			日	時	3, 683	182	92	74	52			
知	事部	局		нД.		165	99	114	321	480	435	22, 705
			実	人数	39	89	35	13	39	3	6	22
			日	時	5, 395	176	79	150	86			
教	育 委 員	会		нД.		206	194	356	399	0	0	14, 145
			実	人数	65	88	40	27	55	0	0	3
			日	時	2, 408	387	45	38	32		<i></i>	<i></i>
警	察本	部	Н	H/J		61	12	6	54	0	0	14, 715
			実	人数	28	169	22	6	18	0	0	4
			日	時	218	3	2	11	4	<i></i>	<i></i>	<i></i>
議会	会・各委員(会	\ \(\)	Н	H/J		0	19	15	13	0	0	0
			実	人数	2	1	2	1	2	0	0	0
			日	時	11, 704	748	218	273	174			
合	合 計	計	Н	時		432	324	491	787	480	435	51, 565
			実	人数	134	347	99	47	114	3	6	29

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位:日、時間、人)

部	局名		<u> </u>	至 分	子 育 て (男性)	子 育 て (女性)	短期介護(男性)	短期介護(女性)	生 理	夏季	ボランティア	骨髄提供	リフレッ シ ュ	職 務 専 念 義務の免除
				日時	1,656	1, 168	119	22	114	26, 984	15	1	271	1, 522
知	事	部	局	H H4	6,807	8, 458	405	191		(5.0)		0		8, 822
				実人数	803	401	43	15	25	5, 448	11	1	114	2, 329
				日時	1,778	2, 317	287	409	92	29,071	5	0	541	6, 916
教	育 委	美員	숲		8, 320	12, 861	640	1, 287		(4.9)				16, 657
				実人数	993	802	109	170	28	5, 955	1	0	223	4, 084
				日時	1,449	714	15	14	65	19, 158	1	0	86	1, 453
警	察	本	部	H H4	1,281	947	17	24		(4.9)		0		4, 303
				実人数	709	144	5	5	22	3, 878	1	0	38	2, 201
				日時	26	11	0	0	0	437	0	0	8	15
議会	会・各刻	委員(会	()	Н нд	122	94	0	0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(5.0)		0	<i></i>	156
				実人数	9	5	0	0	0	88	0	0	3	36
				日時	4, 909	4, 210	421	445	271	75, 650	21	1	906	9, 906
合			計	H HJ	16, 530	22, 360	1,062	1, 502		(4. 9)		0		29, 938
				実人数	2,514	1,352	157	190	75	15, 369	13	1	378	8,650

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成30.1.1~平成30.12.31)

										(単位:	日、分、人)
	* \	休		娄	部 分	休 業	休				職
区分	分		I			//	病 気	休 職		分限条例第	
部局名		自己啓発等 休業	大学院修学 休業	配偶者同行 休 業	修学部分 休 業	高齢者部分 休業	私傷病	公 務	専 従 休 職	2 条 第 1 号 の 規 定 に よ る 休 職	そ の 他 の 休 職
	日	0		275			9, 673	12	1,756	0	0
知 事 部 局	分				930	0					
	人 数	0		1	1	0	43	2	7	0	0
	日	365	0	547			3, 176	0	610	0	19
教育委員会	分				0	0					
	人 数	1	0	3	0	0	20	0	2	0	1
	日	0	<i></i>	0			2, 276	6	0	0	0
警察本部	分				0	0					
	人 数	0		0	0	0	11	2	0	0	0
	日	0		0			0	0	0	0	0
議会・各委員(会)	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	日	365	0	822			15, 125	18	2, 366	0	19
合 計	分				930	0					
	人数	1	0	4	1	0	74	4	9	0	1

ケ 育児休業・育児部分休業の状況 (平成 30.1.1~平成 30.12.31)

(単位:目(部分休業は目、分)、人)

																(単位:口	(B) 77 VN	薬は日、分) 、八)
		_	区	分	対	在	者	育	IJ	킌	休	業	部			分	1	休	業
部局	i名				XJ	象	白	使	用	者	日	数	使	用	者	承認期間	(日)	時間数	(分)
'nп	事		部	E		1	39		1	18	20,	, 962			39	3	, 801	236	6, 895
知	th th	局		(97)		(20)		(1, 388)				(1)		(152)	(6	9, 090)		
教	去	禾	B	△		1	64		10	64	37,	352			34	3	, 661	175	5, 731
教	Ħ	育 委 員		. 会		(1	02)		(3)			(385)			(1)		(39)	(1	1, 170)
警	察		本	部		2	12		(64	16,	525			9		802	53	3, 356
=	宗		74	цβ		(1	86)			(0)		(0)			(0)		(0)		(0)
詳 4	き・各	禾	昌 ((会)			4			3		221			0		0		0
成って	x 11°	安	貝 (、云丿			(2)			(1)		(16)			(0)		(0)		(0)
合				卦		5	19		34	49	75,	, 060			82	8	, 264	465	5, 982
	合 		計			(3	87)		(2	24)	(1,	, 789)			(2)		(191)	(10), 260)

- 注1 「対象者」とは「平成30年内に子どもが生まれた職員の人数である。
- 注2 「使用者」とは、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成29年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成30年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。
- 注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。
- 注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成30.1.1~平成30.12.31)

(単位:人)

区 分部局名	対象者	取得者
知 事 部 局	786	4
教 育 委 員 会	906	1
警察 本部	935	1
議会・各委員(会)	9	1
合計	2, 636	7

注 「対象者」とは、平成30年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況 (平成 30.1.1~平成 30.12.31)

(単位:日、時間、分、人)

					•		0 161 C 20 C 20 C
				介記	護休暇	介	護時間
	部局	名		承認	8日時数	取得	导時間数
				取	• 得人数	取	• 得人数
				日	125	日	
fr.n	事	₩		時	36	時	
知	**	部	局	分		分	13, 140
				人数	2	人数	1
				田	162	日	
教	育 委	: 員	\triangle	時	O	時	
	月 安	. 其	会	分		分	2,940
				人数	3	人数	1
				日	69	日	
警	察	本	部	時	2	時	
	715	7+4	ч	分		分	0
				人数	3	人数	0
				日	0	日	
議会	≥ • 各 ≇	5 昌(4	≥)	時	0	時	
и лх д	議会・各委	9 (2		分		分	0
				人数	0	人数	0
				日	356	日	
合			計	時	38	時	
			計-	分		分	16, 080
				人数	8	人数	2

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況(平成30年度)

				区分	匀	三期	健	康	診	断		
部	局	名	_								特別健康記	诊断
				対象者(A		5 歳 ラ 2,281			<u>或 と</u> 091		5, 788	Ι.

知	事	部	局			2, 248			031		5, 672	
재	尹	리	/FJ	11 /// / / \		1, 501			684		1, 387	
				受診率(B/A			8.6%			8.8%		3.0%
				有所見率(C/B	┪		6.8%			3.1%		1. 5%
				対象者(A		1,502			545		75	
				受 診 者 (B		1, 501			542		75	
教	育	委 員	会	有所見者(C)	942	人	4,	635	人	5	人
				受診率(B/A)	9	9.9%		99	9.9%	100	0.0%
				有所見率(C/B)	6	2.8%		83	3.6%	(5. 7%
				対象者(A)	1,652	人	2,	424	人	2, 326	人
				受 診 者 (B)	1,639	人	2,	416	人	2, 299	人
警	察	本	部	有所見者(C)	1, 151	人	2,	103	人	1,872	人
				受 診 率 (B/A)	9	9.2%		99	9. 7%	98	3.8%
				有所見率(C/B)	7	0.2%		8	7.0%	81	1.4%
				対象者(A)	21	人		82	人	37	人
				受 診 者 (B)	21	人		81	人	37	人
議会	: 各	委員(会	,	有所見者(C)	17	人		76	人	2	人
				受 診 率 (B/A)	10	0.0%		98	3.8%	100	0.0%
				有所見率(C/B)	8	1.0%		93	3.8%	Ę	5.4%
				対象者(A)	5, 456	人	13,	142	人	8, 226	人
				受 診 者 (B)	5, 409	人	13,	070	人	8, 083	人
合			計	有所見者(C)	3, 611	人	11,	498	人	3, 266	人
				受 診 率 (B/A		9	9.1%		99	9.5%		3.3%
				有所見率(C/B)	6	6.8%	·	88	3.0%	40). 4%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況 (平成30.1.1~平成30.12.31)

(単位:件)

													TI . II /
部	局	<u></u>	区	分 /	公務	災	害	通	勤	災	害	仁	計
知	事		部	局			23				16		39
教	育	委	員	会			52				1		53
警	察		本	部			47				2		49
議会	会・各	委	員(名	会)			0				2		2
合				計		1	22				21		143

セ 安全衛生管理体制(令和元.6.1 現在)

(単位:事業所)

		<u> </u>	<u> </u>	分	監	督		機	関	総括安 管理		安全管	管 理 者	衛生管	ぎ 理 者	産	業 医
部月	司名		\		ニ	"自"		1茂	渕	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
左 田	事	3	部	局	人	事	委	員	会	1	1	0	0	18	17	18	18
知	尹	ī	<u>⊒</u>])	/¤J	労	働基	準	監督	署	4	4	8	7	15	14	15	15
教	育	委	員	会	人	事	委	員	会	0	0	0	0	67	67	67	67
警	察	7	本	部	人	事	委	員	会	0	0	0	0	25	22	25	25
議会	₹・各	委	₫ (会)	人	事	委	員	会	0	0	0	0	0	0	0	0
合				計	人	事	委	員	会	1	1	0	0	110	106	110	110
				ĒΙ	労	働基	準	監督	署	4	4	8	7	15	14	15	15

(単位:事業所)

												(早世	:
			区	分	E/-	₩		1 616	日日	安全衛生	上推進者	衛生	推 進 者
部是	3名				監	督		機	関	要選任	選任済	要選任	選任済
知	事		部	局	人	事	委	員	会	0	0	35	35
Λμ	7		비	ÆJ	労	働 基	準	監督	署	16	16	12	12
教	育	委	員	会	人	事	委	員	会	0	0	51	51
警	察		本	部	人	事	委	員	会	0	0	9	9
議会	• 各	委員] (会	()	人	事	委	員	会	0	0	2	2
合				計	人	事	委	員	会	0	0	97	97
				百日	労	働基	準	監督	署	16	16	12	12

- 注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。
- 注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

〇 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

ĺ	公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
	元. 7.12	第3号	元. 7.12	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象
				期間の上乗せを受ける職として、ふたば医療センター長を追
ı				加し、総括参事及び参事を削除した。

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

ĺ	公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
ĺ	2. 2.25	第4号	2. 4. 1	○ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、同
				法第22条第1項の内容が同法第22条に改められることから、
				規則中の引用箇所を改めた。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			_							
ı	公布年月日	番号	施行年月日	l		規	則	\mathcal{O}	内	容	
	E 1 11: 1 2 4 1 :	щ	7-214 1 74 1			//-	/ 1 7		, •		
	2. 2.25	第5号	2. 2.25	\bigcirc	職員の派遣	先公益	な的法。	人の内、	「公社	监財団法	人郡山地域テ
				1	クノポリス推	進機構	身」 を肖	川除する	ほか、	、文言を	整理した。